

8 乗車券等販売所、待合所及び案内所

良い事例



視覚障害者誘導用ブロックは、人的対応による乗車券等販売所と券売機に案内しています。カウンターに、車いす使用者の円滑な利用に適した低カウンターがないのが残念です。



待合所です。出入口の戸を有効幅員80cm以上の引き戸とし、開閉操作が少ない力で可能なものとしています。また、取っ手を棒状ハンドルとしています。車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けていません。

9 券売機

良い事例



車いす使用者の、円滑な利用に適した低
カウンターの券売機が設置されています。

点字表示付

テンキー付



券売機の一例です。

10 休憩施設

良い事例



休憩のためのベンチです。なお、設置にあたっては、通路の有効幅員を阻害しないよう計画します。



水飲み台です。呑口までの高さは75cm程度とし、水栓はボタン式としています。車いすでの利用に配慮し、奥行きスペースを45cm程度、下部のスペースを65cm以上確保しています。

11 改札口

良い事例

改札口 1



改札口 2



自動改札口が利用困難な場合があるため、有人改札口を併設しています。上記ブロックは有人改札口へ誘導しています。

12 乗降場

良い事例

階段の上段より



プラットフォームより

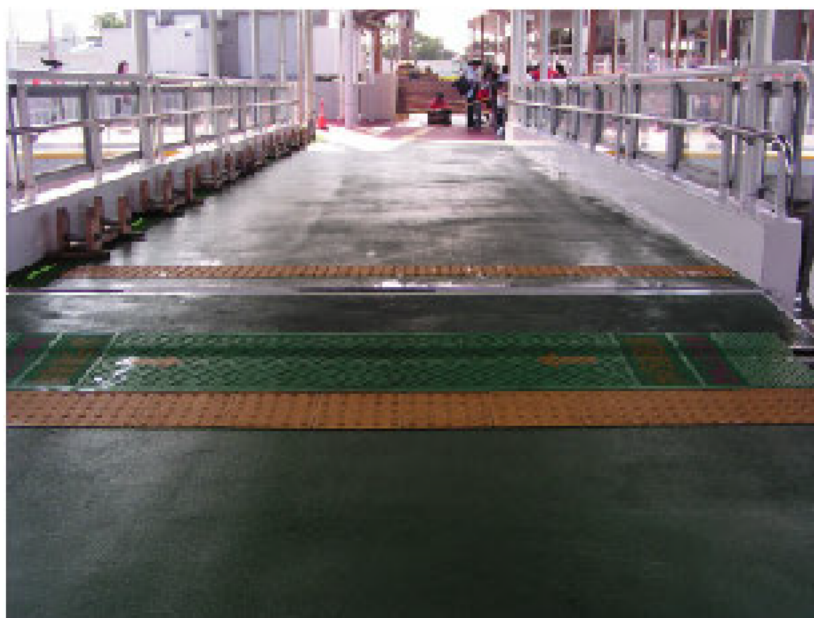


視覚障害者誘導用ブロックにてプラットフォームの縁端まで誘導しています。ホーム縁端を警告する点状ブロックは、プラットフォームの縁端から80～100cm程度となっています。また、ホーム縁端を警告する点状ブロックは、点状ブロックと1本の線状突起を1組としたものの方が望ましいです。

旅客船ターミナル乗降場 1



旅客船ターミナル乗降場 2



旅客船ターミナルの乗降場です。
ホーム縁端を警告する点状ブロックは、点状ブロックと1本の線状突起を1組としたものとしています。

旅客船ターミナル乗降場 3



旅客船ターミナルの乗降場終点端部には点状ブロックを敷設しています。
乗降場スペースにもよりますが、広い場合は2列に敷設するのが望ましいです。

